

特定入所者介護サービス費（補足給付）について

介護保険施設入所者等の人で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

なお、特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がありますので市役所介護保険係まで申請してください。

補足給付支給対象

区分	対象者	預貯金等額（夫婦の場合）
		要件なし
第1段階	生活保護を受給している方等	
	世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）＋その他の合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）＋その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額（※）＋その他の合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	市区町村民税課税世帯	

※非課税年金含む。

預貯金等資産額に含まれるものは次の通り。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンキングは口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

※資産を隠して申請するなど、不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

●申請の際に提出いただく書類は以下の通りです。

①申請書 ②同意書 ③本人名義の預貯金等確認書類 ④配偶者名義の預貯金等確認書類

預貯金等の確認書類については、記帳するなど最新の状態で用意いただき、直近2か月分の取引がわかるよう添付。

負担限度額一覧

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合（日額）

	基準費用額（日額）	負担限度額（日額）【】はショートステイの場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円	300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円
	従来型個室	380円	480円	880円	880円
	多床室	915円	0円	430円	430円

○介護老人保健施設、短期入所療養介護の場合（日額）

	基準費用額（日額）	負担限度額（日額）【】はショートステイの場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,445円	300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室	550円	550円	1,370円	1,370円
	従来型個室	1,231円	550円	1,370円	1,370円
	多床室	437円	0円	430円	430円